

平成31年第2回教育委員会臨時会議事録

平成31年2月7日（木）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成31年2月7日(木) 午前9時30分～午前9時59分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出 隆安 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 田中 哲 教育企画担当部長 白石 高士
教育人事企画課長

学校整備部長 中村 一郎 庶務課長 都筑 公嗣

特別支援課長 阿部 吉成 学校整備課長 渡邊 秀則

済美教育センター長 平崎 一美 済美教育センター
就学前教育担当課長 東口 孝正

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 小野 謙二

傍聴者 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第6号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(報告事項)

- (1) 区立小・中学校体育館への空調設備の設置について
- (2) 教育相談体制の再構築及び(仮称)就学前教育支援センターの開設について

目次

議案

議案第6号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	10
-------	---	----

報告事項

(1)	区立小・中学校体育館への空調設備の設置について	4
(2)	教育相談体制の再構築及び（仮称）就学前教育支援センターの開設について	8

教育長 ただいまから平成31年第2回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に議事日程についてでございますが、議案1件、報告事項2件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは議事に入りますが、本日の議案につきましては、区の意思形成過程上の案件となっております。したがって地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、議案の審議を非公開としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案の審議は非公開といたします。

それでは、まず報告事項の聴取を行いますので、事務局から説明をお願いします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「区立小・中学校体育館への空調設備の設置について」、学校整備課長からご説明申し上げます。

学校整備課長 私から区立小・中学校体育館への空調設備の設置についてご報告申し上げます。

区立小・中学校の体育館への空調については、今後順次設置ということで計画しておりますので、その設置計画の内容についてご説明申し上げます。

1番目、基本的な考え方でございます。区は教育環境の向上のために、これまで区立の小・中学校の普通教室及び特別教室へ設置を進めてまいりましたが、体育館につきましても体育等の授業場所としてだけではなく、震災救援所における避難施設の機能も有しているということから、教育環境及び避難者の生活環境の向上ということを目的に、順次空調設備の設置を進めることといたしました。

なお設置に当たりましては、東京都が改めて創設いたしました補助制度を有効に活用しながら、原則として平成33年の3カ年で設置するとしてございます。

2番、設置対象校と整備期間でございますが、対象校については裏面で後ほどご説明を申し上げます。

3番、補助制度を活用した空調設備の設置の方針でございますが、4点ほどございます。

1番目、気密性が高く空調効率のよい体育館、これはいわゆる新しい鉄筋コンクリートづくりの体育館ですが、これにはいわゆる業務用の大型エアコンを設置いたします。

2点目、気密性の低い体育館、これはいわゆる独立型のかまぼこ型と通称でいわれております古いタイプですが、空調の効率が非常に悪いということで、大型エアコンについては断念をいたしまして、スポットエアコンというところで学校間格差の是正を一緒に図るとしてございます。

3点目、各年度の設置対象校の選定につきましては、地域に隔たりがないよう配慮をしてございます。また工事期間中、最大一月を超えて体育館が使えない例も出てまいりますので、近隣で体育館を融通し合うということを考えて、設置後の併用期間も勘案して決定していくところでございます。

最後に、東京都が改めて創設した補助制度を使って最大限活用していくとしてございます。

平成31年度から3年間の小・中のそれぞれの校数は表のとおり。31年度の計が19校、32年度20校、33年度18校になってございます。

1枚おめくりいただきますと、年度の学校名を具体的に書いてございます。一番上は既に設置している、または改築で設置が予定されているところでございます。永福小は既に設置済み、桃二小については31年度に開校ということで、既に新しい体育館にはつける。さらには現在、工事中の（仮称）高円寺学園についても、それぞれ新しい体育館には設置を予定してございます。このため杉四小、杉八小は設置対象校から除いているというところでございます。

改築予定校が現在、中瀬中と杉並第二小学校が予定されておりますが、これについては改築が間近ということで、これも除外してございます。それ以外の57校につきまして、それぞれ先ほど申し上げたとおり3カ年で設置をするということでございます。

3枚目に、地図で1から7の区域割り、これは杉並区で現在使用している7つの区域割りですが、この地域を勘案して大型エアコンについて

は工事で、またスポットエアコンについてはリースでそれぞれを設置していくというところがございます。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

折井委員 エアコンの設置については、今年の総合教育会議でも、是非子どもたちが安全に、命を脅かされることなく運動をしたりだとか、あと朝礼ですとかいろいろな使用があると思うのですが、是非設置をしていただきたいということで、進めてくださるということで大変うれしく思っています。

なのですが、ちょっと思ったのですけれども、3カ年にわたって設置をする予定であると、地域のバランスを考えましたということでお話をしてくださったのですが、この順番というのですか、31年、32年、33年の、その順番というのは何かあるのでしょうか。

学校整備課長 原則、本来でしたら古い学校順に設置をしていってということ考えたのですが、実は大変電気量を多く消費をいたします。

学校のような大型施設ですと直接高圧電流を一度構内に引き入れて、それが変電機といいますか、キュービクルと言われておりますけれども、そこで低圧にして、構内に電気を配信、配電するということになっております。

その電気量が足りないこのキュービクルそのものをつけかえるということがありますので、その費用が4,000万円ないしは5,000万円と非常に多額だということと、例えばスポットエアコンは1,500万円ぐらいで設置を今、予定しているのですが、それをはるかに超えるそういう設備の投資が必要ということで東京電力と国に今、協議をしております、最初から低圧のものを直接体育館に引き入れられないかと、そういうことができればキュービクルの変更をせずに設置ができるということで、物理的には可能だということがありましたので、東京電力に申したのですが、なかなか東京電力もすぐにどうぞというわけにはいかないということで、都と協議をして、現在、検討中でございます。

方向的には認められる可能性が高いのですが、そういったことを踏まえて、古い、足りないところを先につけるとキュービクルをつけかえなくてはいけないということで、後ろの方に寄せたということとござい

ます。

伊井委員 今、折井委員がおっしゃったように、子どもたちの安全面からしても、あと震災救援所という意味合いでも、大変意義があるかなと思っています。大変費用もかかることですし、大変なことだと思いますけれども、ランニングコストの面等々考えますと、今後の予算なども大変かと思いますが、つけるのは運動の、一日中つけているというより、想定しているのは運動するときとかということで想定しているのか。もちろん震災救援所の場合はずっとつけるということだと思いますが、想定しているのは冷暖房ということによろしいのですか。

学校整備課長 当然今回設置するのは空調設備ということで、クーラーではなくてエアコンなので暖房も冷房もということであります。今、永福小に1カ所だけついていて、この永福小についても実は運用基準というのを設けて、例えば温度がこのぐらいでつけるとか、ほかの教室もそうなのですが、そういう運用をしております。

今後永福小での運用基準を当然設置される学校にも適用して、暑い日だとか、極端に寒い日、こういう温度の設定のときにはつけてくださいということで、常時つけるというのは当然想定をしていないというところでございますので、その運用は学校にある程度示してやっていただくということですよ。

伊井委員 わかりました。ありがとうございます。

久保田委員 関連して、予算絡みの質問になるのですが、今回大型エアコンとスポットエアコンと2つの形が示されています。大型エアコンは何となくイメージがわくのですが、スポットエアコンはリースということも含めて、実際に体育館にどんなふうにつけられるのかなというのがわからないので教えてください。

学校整備課長 いわゆるスポットエアコンというと、例えば調理室だとか、何かイベントのときに大きな箱があって、そこからノズルが出ていて吹くという形を想像されると思うのですが、それだとなかなか体育館みたいなところが冷えないので、スポットとはいいいながらちゃんと壁に超大型の送風機能を備えた空調機をつけます。ただし大型のビル等のタイプに比べたらそれは出力だとか能力は落ちますけれども、多少涼しさは感じていただけるということで、実際につけている学校も見せていただいて、機種は現在、選定を考えているというところでございます。

折井委員 大型エアコンは購入で、スポットエアコンは全部リースのような形になっていると思うのですが、これはどういうことなのでしょう。

学校整備課長 今回実は国の補助だとか、都の補助の考えで、リースに対して補助をするという考えはございませんでした。要は財産の取得については補助するけれども、リースで、場合によっては返上しなければいけないようなものは財産の所得にならないということがあったのですが、実際には多額の費用がかかるので、リースについても認めてほしいということで今回申し入れ、都で初めて認めていただいたものです。

しかしながらリースにすると当然利息といえますか、当然その分もかかりますので、工事で使うのがいいのか、リースで使うのがいいのか、それでまた設置の業者が対応できるのかどうか組み合わせを考えて、財政当局と大型エアコンについては工事で対応し、リースについては支払いを平準化していわゆる分割払いにできるように導入してみようということで、そういう分け方をしたというところでございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項2番「教育相談体制の再構築及び（仮称）就学前教育支援センターの開設について」、済美教育センター所長からご説明申し上げます。

済美教育センター所長 私からは、教育相談体制の再構築、及び、（仮称）就学前教育支援センターの開設について、ご報告いたします。

発達障害児を含め特別な配慮を要する幼児は、この5年間で、子供園で1.4倍、他の就学前教育施設でも増加傾向にあり、就学前の幼児に関する教育相談・就学相談の件数も、この5年間で2倍以上に増加しております。また、区立小中学校における、いじめの認知件数や不登校児童・生徒数も増加傾向にあります。こうした背景には、要因の多様化・複雑化があり、きめ細かな専門的支援や、就学前教育の更なる充実が求められ、こうした課題に対応するため、教育相談体制を再構築するとともに、（仮称）就学前教育支援センターを開設することといたしました。

まず、教育相談体制の再構築について、ご報告いたします。教育相談体制の再構築につきまして、いじめ・不登校などについて、

より専門的視点から児童・生徒と保護者への支援を行う相談体制とするとともに、特別な支援が必要な子どもに対し、幼児期から一貫した支援を行う専門的な相談体制としてまいります。

次に、再構築の概要につきましては、別紙にありますように、現在、特別支援教育課の教育相談、及び、不登校対策に関する業務と、済美教育センターのいじめ・不登校等の相談業務を一体的に展開することができるよう、済美教育センター内に教育相談担当課を新設いたします。また、発達の特性に応じた教育的視点からの相談や、特別な支援が必要な子どもの就学支援相談に特化した専門窓口として、特別支援教育課の相談係を就学支援相談係へと改組いたします。

次に（仮称）就学前教育支援センターの開設についてご報告いたします。平成31年9月に開設予定の（仮称）就学前教育支援センターでは、併設する成田西子供園と連携して幼児教育に関する実践的な調査・研究を行う他、区内全ての就学前教育施設への教育的支援と保育者の育成支援を総合的・一体的に展開し、就学前教育の質の向上を図る拠点といたします。

また、平成31年9月の（仮称）就学前教育支援センター開設にあわせて特別支援教育課を移転し、発達障害児等に対し就学前段階から一貫した支援を行うなど、特別支援教育推進の拠点といたします。おもな事業につきましては、別紙にありますように、（仮称）就学前教育支援センターでは、幼児教育の質の向上に向け、保育者対象の研修や幼保小連携の取組の推進などの事業を行うとともに、発達障害児等に対する幼児期からの一貫した支援として、就学支援相談や子供園等への巡回支援などの事業を実施してまいります。

施設等概要は、資料の2－（3）にある通りでございます。

今後の主なスケジュールにつきましては、平成31年4月に特別支援教育課、済美教育センター、就学前教育担当課の組織改正を行い、9月に（仮称）就学前教育支援センターを開設し、10月に成田西子供園の移転・運営開始となります。

私からは、以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がご

ございましたらお願いをいたします。

對馬委員 こちらのセンター、いいセンターができそうで期待できると思うのですけれども、普通の就学前のお子さんを持つ保護者からすると、特別な支援が必要でないお子さんの保護者の方であっても、非常に不安をいろいろ抱えていらっしゃる方が多いと思うのですが、例えば児童館に行ってお友達ができたり、先生とか先輩とお話を聞いたりすることで解消される方も多いと思うのです。特に相談に行くというのはちょっとハードルが高い気がするのですが、そうではなくて使いやすい機能というのがこのセンターの中にはあるのでしょうか。

就学前教育担当課長 センターの中としてはございませんが、道を挟んですぐ前に成田西子どもプラザというのがございますので、連携をしながら進めていきたいと考えております。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項2番については以上とさせていただきます。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に、庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会についてでございますが、2月13日水曜日につきましては、区議会の本会議開催中のため休会とさせていただきます。次回の定例会は2月27日水曜日、午後2時からを予定してございます。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは日程第1、議案第6号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは説明をさせていただきます。

このたび、働き方改革を推進するため、労働基準法の一部が改正され、民間労働者につきましては、いわゆる「三六協定」で定める時間外労働の上限等が定められたところでございます。

このことを踏まえまして、国家公務員につきましては超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることとされ、当該上限について原則1カ月について45時間、かつ1年について360時間とし、業務量、

業務の時期、実施時期などをみずから決定することが困難な業務の比重の高い部署に勤務する職員については、1カ月について100時間、かつ1年について720時間とすることなどとされたところでございます。

地方公務員につきましては、総務省の通知において地方公務員法における均衡の原則により、国家公務員の措置等を踏まえ、必要な措置を講じるとともに、平成31年4月から適用すべく条例の改正等を行うことが、各地方公共団体に対して求められたところでございます。このことから一般の職員につきましては、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を改正し、超過勤務における上限時間等に関する事項を定めるところとしたところでございます。

また、文部科学省の通知において、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の対象となる教育職員についても、同法第6条に規定する政令で定める基準に従い、条例で定める場合、いわゆる超勤4項目の業務に従事する場合には超過勤務命令に基づいて勤務する可能性があることから、改正される条例の対象から教職員を除く必要はなく、均衡の原則にも留意しつつ、所要の措置を講じることと考え方が示されたところでございます。

これらのことに伴いまして、幼稚園教育職員及び学校教育職員につきましても、一般職員と同様に超過勤務における上限時間等に関する事項を定める必要があるため、条例を改正するものでございます。

なお関連する2件の条例につきまして、条建てで改正することとしております。第1条は杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を、第2条は杉並区学校教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

それでは改正の内容につきましてご説明申し上げます。議案を2枚おめくりください。新旧対照表の1ページでございます。

第1条は、幼稚園教育職員に係る条例を改正するものでございまして、第10条の超過勤務の規定に、超過勤務に関し必要な事項は教育委員会規則で定めることを加えるものでございます。

続きまして新旧対照表の2ページをご覧ください。

第2条は、学校教育職員に係る条例を改正するものでございまして、第10条の超過勤務の規定に、幼稚園教育職員と同様の規定を加えるものでございます。

なお今後改正する教育委員会規則におきましては、超過勤務における上限時間等を定める予定でございます。

最後に、1枚お戻りいただき、条例案の附則をご覧ください。施行期日は平成31年4月1日としております。附則第2項から附則第5項までは、それぞれ記載の条例におきまして引用する条項の規定整備を行うものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いをいたします。

對馬委員 健康を害するような超過勤務というのはいないほうがいいと思うのですが、仕事を減らすこと、これに見合った仕事ができるようになるのでしょうか。

教育人事企画課長 できるのでしょうかというご質問に対しては、できませんというお答えと、できないというお答えと、わからないという答えがあると思うのですが、現在のところ努めてまいりますという答えにさせていただきます。

今回この45時間というのは、あくまでも超過勤務という、いわゆる校長が命令をした、都では4項目決められています、その項目の時間が45時間ということであり、国が言っているガイドラインの中にも本人が自己研さんのために、例えば学校に残って自分の勉強をするということに関しては除外をすると書かれています。ただ、教員の仕事はそのあたりの区別というのが非常に曖昧で、これは命令をされて仕事をしているのか、自分のためにしているのかというのは曖昧な部分があります。

そこで超勤の4項目というのは学校でいうならば学校行事のいわゆる宿泊行事ですね、移動教室とか、それとあとは職員会議、それから非常災害のときです。それに加えて生徒の実習というのがあるのですが、これは例えば農業実習だとか、水産実習に限られているので、基本的に杉並区立の小・中学校は関係がありません。

一番多くは学校行事ですが、ただ、これは宿泊行事だけですので、先生たちが学校に残って教材研究している時間というのは、いわゆるこの超勤4項目には当たりません。

それは自己研さんと今まで捉えられているのですが、ただ、授業力を

向上しろとか、よい授業をするためにはという教員が自分で自分の力を高めるためにやっている時間、これを今後どう捉えていくかというのは、考えていかなければならないと思っています。

どちらにせよ、教員が行う業務を精選していかなければなりませんので、これについては校長会とも連携をしながら、具体的なところを今後考えていきたいなと思っています。

教育長 今、人事企画課長から話がありましたけれども、この教員の働き方改革の大きな目玉になっていたはずの通称給特法、教育職員の給与等に関する特別措置法の4%の調整額がついていることが無定量の超過勤務を認めるという根拠にずっとなってきたわけですね。この検討の会の座長からも中教審の答申が出る前に、この部分については当然見直していかないと抜本的な改正にはならないという指摘があったわけですが、今回はこの4%の調整額については議論が見送られたわけです。

いずれにしてもこの教員の職務というのは、非常に精神性の高い内容を持っていて、特別措置法を制定するときにも、教員の仕事の精神性の高さ、あるいは裁量性、裁量の幅の大きさを考えるとどのように定めたらいいかということについては、なかなか明確にすることはできませんでした。4%という根拠はどこから来たのかということについて一定の説明はされていますけれども、それにしても現在の状況からすれば、この4%が妥当であるかどうかということは、改めて議論する必要があると指摘をされています。

いずれにしても裁量度の高い職務内容ではあるけれども、そうかといって無定量に働かせたり、働いたりしていいはずがないので、少なくとも勤務の内容を検討していくときに、先ほど対馬委員から指摘があった何を、どこまでやるのかということについては、これは当然整理をしていく必要があるし、また働く側といいますか、教員についても自分たちの仕事の内容が自由裁量というか、非常に裁量性の高いものであるとはいえ、そこには一定の限度があって、今、勤務時間の自己管理をするということで、新たな方法を導入することを検討しているわけですが、勤務の開始から勤務の終了を自分で管理をしていく、そういう力もつけていく必要がある。

ですから今回の条例改正は、いろいろなところに細かい文言が入っていますが、基本的には教育委員会が規則で上限を定めるのだけれどもそ

の精神は当然、数字が定められたから守られるというよりは、むしろそのことの意義であるとか、働き方の内容をもう一度みんなで考え直して、内容についてはこれから考えていかなければならないと改めて思いました。

規則で定めて、それで守られるというほど簡単なものではないけれども、しかし定めるということは、その範囲に向けての努力は当然我々としてもやらなければならないということで、現場とよく今後とも協働していく必要があると思います。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではないようですので、教育長、議案の採決の方をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第6号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第6号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で、本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。